

No. 3

令和6年（6月）

第2回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 2 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度熊谷市一般会計補正予算(第10号))	財 政 課	1
第 2 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理 事業特別会計補正予算(第2号))	財 政 課	5
第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課	9
第 2 5 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	26
第 2 6 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	保 険 年 金 課	30
第 2 7 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例)	デ ジ タ ル 推 進 課	33
第 3 0 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課	36
第 3 1 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資 産 税 課	40
第 3 2 号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例	教 育 総 務 課	41
第 3 3 号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関す る条例の一部を改正する条例	東 部 地 域 開 発 推 進 室	43
第 3 4 号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例	下 水 道 課	44
第 3 5 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	46
第 3 6 号	熊谷市熊谷勤労者体育センター条例等を廃止する条例	企 業 活 動 支 援 課	48
第 3 7 号	工事請負契約の締結について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こ ど も 課	49
第 3 8 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事)	教 育 総 務 課 (契 約 課)	51
第 3 9 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事)	教 育 総 務 課 (契 約 課)	52

第 4 0 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立籠原小学校管理教室棟(B棟)改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	53
第 4 1 号	工事請負契約の締結について (旧妻沼清掃センター解体工事)	環境美化 センター (契約課)	54
第 4 2 号	財産の取得について (熊谷学校給食センター用地)	教育総務課	55
第 4 3 号	財産の取得について (高規格救急自動車)	警 防 課 (契約課)	57
第 4 4 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	警 防 課 (契約課)	58
第 4 5 号	財産の取得について (高度救命処置用資機材等)	警 防 課 (契約課)	59
第 4 6 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	消防総務課 (契約課)	60
第 4 7 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	消防総務課 (契約課)	61
第 4 8 号	市道路線の認定について	管 理 課	62

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度熊谷市一般会計補正予算（第 10 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

熊谷市長 小林 哲也

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度熊谷市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和6年3月29日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	人件費	1,362千円
		低所得者等支援給付金給付事業	424,574千円
		価格高騰重点支援給付金追加給付事業	92,744千円
4 衛生費	2 清掃費	妻沼南河原環境浄化センター管理運営経費	2,816千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	1,627千円
		道路維持経費	5,500千円
		交通安全対策事業	59,662千円
		道路整備事業	122,794千円
		市道90007号線道路改良事業	8,044千円
		池上地区「道の駅」関連道路整備事業	7,048千円
		通学路整備事業	1,590千円
		橋りょう整備事業	22,277千円
	3 河川費	かわまちづくり計画策定事業	7,287千円
		排水機場維持管理経費	21,800千円
		新星川改修事業	149,602千円
		排水路等維持管理経費	39,381千円
	4 都市計画費	熊谷運動公園管理運営経費	473千円
	5 住宅費	市営住宅維持管理経費	18,000千円
9 消防費	1 消防費	中央分団・団本部小隊車庫建築事業	47,637千円

議案第 23 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和5年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

熊谷市長 小林 哲也

令和5年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年3月29日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	102,916千円
	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	125,802千円

議案第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項

の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞ

れの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその

者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額

(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分

割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、そ

の者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその

者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項」を「第 3 4 条の 9 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 1 0 条の 2 の表中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に、「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に、「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に、「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号イ」に、「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ」に、「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ」に改め、同表中法附則第 1 5 条第 3 2 項の項を削り、同表中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に、「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に、「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に、「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 2 項各号」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 7 条第 1 6 項各号」を「附則第 7 条第 1 7 項各号」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 7 条第 1 7 項」を「附則第 7 条第 1 8 項」に改める。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 13 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 13 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 14 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあ

るのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の熊谷市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表中法附則第15条第32項の項を削り、同表中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に、「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第10項及び第11項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第12項及び第13項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第17項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 1 8 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 2 1 項中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成18年条例第176号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

議案第 30 号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成 17 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「又は金銭」を削り、同項第 3 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、）」を「から第 4 号までに掲げる寄附金（）」に、「並びに」を「及び」に改め、同号ウを削る。

第 51 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 111 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 の表法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニの項の次に次のように加える。

法附則第 15 条第 25 項第 2 号	7 分の 6
----------------------	--------

附則第 10 条の 2 の表法附則第 15 条第 37 項の項の次に次のように加える。

附則第 10 条の 3 中第 14 項を第 15 項とし、第 3 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例第34条の7第1項（同項第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

申請によらず市税を減免できるようにするとともに、「地方税法」の一部改正等に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に

係る課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するもの
あります。

議案第 3 1 号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の表法附則第 1 5 条第 3 7 項の項の次に次のように加える。

法附則第 1 5 条第 3 8 項	2 分の 1
-------------------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 条）附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 2 号

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

熊谷市立学校設置条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第 2 条第 3 号の表を削る。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

2 熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 3 項を次のように改める。

2 3 削除

（熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

3 熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

（熊谷市立学校給食センター設置条例の一部改正）

4 熊谷市立学校給食センター設置条例（平成 1 7 年条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立江南幼稚園を廃止したいので、この案を提出するもの
あります。

議案第 33 号

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成 17 年条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業	佐谷田字飯塚、字山神の各一部、太井字地田の一部	熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
------------------------------	-------------------------	------------------

別表第 2 に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理審議会	10 人	令第 22 条第 4 項の規定により市長がそれぞれ公告した数	2 人
-------------------------------	------	--------------------------------	-----

別表第 3 に次のように加える。

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理評価員	3 人
-------------------------------	-----

附 則

この条例は、熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業を施行したいので、この案を提出するものであります。

議案第 34 号

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例

熊谷市下水道条例（平成 17 年条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「専属する」を「選任する」に、「排水設備工事責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 16 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に、「が 1 人以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同項第 4 号エ中「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改める。

第 16 条の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第 1 項中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 16 条第 4 項中「専属の」を削り、同項ただし書中「第 25 条の規定又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「専属の」を削る。

第 25 条を次のように改める。

第 25 条 削除

第 31 条第 1 項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 54 条第 1 項第 3 号及び第 4 号中「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 31 条第 1 項の改

正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

排水設備工事責任技術者の営業所ごとの専任規制の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 35 号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4
号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4
号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4
号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4
号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等の職員の配置基準を見直したいので、この案を提出するものであります。

議案第 36 号

熊谷市熊谷勤労者体育センター条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊谷市熊谷勤労者体育センター条例（平成 17 年条例第 127 号）
- (2) 熊谷市勤労青少年ホーム条例（平成 17 年条例第 128 号）
- (3) 熊谷市立勤労会館条例（平成 17 年条例第 129 号）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市熊谷勤労者体育センター、熊谷市勤労青少年ホーム及び熊谷市立勤労会館を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設
工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市石原三丁目 27 番地 |
| 3 | 概 要 | (1) (仮称) こどもセンター・(仮称) 新石原
児童クラブ
鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2 階建て
1 棟
(2) (仮称) 中央保育所
鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2 階建て
1 棟
(3) (仮称) 保健センター
鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2 階建て
1 棟
(4) 休日・夜間急患診療所
鉄筋コンクリート造及び鉄骨造平屋建て
1 棟 |
| 4 | 契 約 金 額 | 4, 031, 819, 000 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | スターツCAM・オキナヤ建設工事共同企業体
(1) 代表構成員
東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号
スターツCAM株式会社
代表取締役 直井 秀幸
(2) 構成員
熊谷市江南中央二丁目 17 番 1 号 |

株式会社 オキナヤ

代表取締役 藤 間 太 郎

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第38号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市高柳116番地1 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 塗装改修工事
(3) 外壁改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 360,800,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市石原1194番地
大和建設株式会社
代表取締役 小 川 善 司 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市西別府 1 8 1 7 番地 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 塗装改修工事
(3) 外壁改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 3 5 9 , 2 6 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市上根 1 0 2 番地
田部井建設株式会社
代表取締役 田部井 俊 一 |

令和 6 年 6 月 6 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立別府中学校管理棟改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第40号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立籠原小学校管理教室棟（B棟）改修建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市新堀1143番地 |
| 3 | 概 要 | (1) 内装改修工事
(2) 塗装改修工事
(3) 外壁改修工事
(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 349,580,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市村岡306番地1
株式会社 ケーゲーエム
代表取締役 小林正裕 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立籠原小学校管理教室棟（B棟）改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第41号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 旧妻沼清掃センター解体工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市弥藤吾547番地1ほか |
| 3 | 概 要 | (1) 工場棟・管理棟解体工事
(2) 煙突解体工事
(3) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 335,027,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
東洋建設株式会社 関東支店
執行役員支店長 藤 井 広 記 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

旧妻沼清掃センター解体工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第42号

財産の取得について

次のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

- 1 目 的 熊谷学校給食センター用地
- 2 場所、地積等 別紙のとおり
- 3 取得価格 80,579,748円

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷学校給食センター用地を取得したいので、この案を提出するものであります。

別紙

土地の所在	地番	地目	地積 (平方メートル)	土地の所有者	
				住所	氏名
熊谷市代字八幡	1 3 6 7 番	田	4 2 9 . 3 7		
〃	1 3 6 8 番	〃	1 , 5 0 3 . 5 5		
〃	1 3 7 8 番 1	畑	2 , 1 9 3 . 0 2		
〃	1 3 8 1 番	〃	2 6 8 . 5 1		
〃	1 3 7 8 番 2	田	9 2 . 5 4		
熊谷市原島字窪ヶ谷戸	1 7 3 番	〃	1 , 5 5 5 . 3 1		
〃	1 7 4 番	〃	8 0 0 . 2 4		
〃	1 7 5 番	〃	2 1 1 . 8 6		
〃	1 7 7 番 1	畑	1 , 1 2 6 . 9 4		
〃	1 7 7 番 2	宅地	1 4 1 . 0 3		
〃	1 7 8 番	畑	7 2 7 . 5 0		
〃	1 7 9 番	田	1 0 3 . 2 0		
合 計	1 2 筆		9 , 1 5 3 . 0 7		

議案第43号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 高規格救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 高規格救急自動車 2台 |
| 3 | 取得価格 | 36,528,800円 |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市中央区下落合四丁目24番15号
日産プリンス埼玉販売株式会社 法人営業部
部長 飯 島 誠 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第44号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | | |
|---|--------|---|--|
| 1 | 目 | 的 | 消防ポンプ自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | | 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台 |
| 3 | 取得価格 | | 50,490,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第45号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 高規格救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 高度救命処置用資機材等 2組 |
| 3 | 取得価格 | 37,400,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市北区東大成町二丁目637番地1
日本船舶薬品株式会社 関東営業所
所長 飯 沼 誠 一 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

高規格救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第46号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 消防ポンプ自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） 2台 |
| 3 | 取得価格 | 44,660,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 消防ポンプ自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台 |
| 3 | 取得価格 | 22,044,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュ
ビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和6年6月6日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 48 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

未認定の道路を市道路線として認定したいので、この案を提出する
ものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 41136 号線	石原字坪井 1 9 8 番 2 地先	
		石原字坪井 2 0 7 番 5 地先	

